

# 医業トピックスQA

## 今月の院長先生からの質問



**Q** 窓口の未収金を払っていない患者様がいらっしゃいます。どのような方法で請求を行えばよろしいのでしょうか？

**A** まず、診療費の債権は 3 年で時効を迎えます。医療機関では金銭の請求といったものに慣れておらず、例えば、一度再診に来られた際に未収金がある旨を伝えたもののその後来院されず、未収金が残ってしまったといったケースが多々見受けられます。

請求方法としては書面による請求をお勧めします。まず「請求書」を発送し、内容を、○年○月○曜日現在未納となっている旨、○月○日までに支払っていただく旨、治療を行った年月日等を記載し、来院時にお支払いただくか、口座振り込みをしていただくかといった支払方法を記載していただければよいと思います。それでも支払いがなければ督促状、それでもだめなら内容証明による催告状という流れになります。内容証明や、裁判手続きには費用が掛かりますので、こういった手続きを選択する際には、注意が必要です。

## 今月の時事ニュース

### 70 - 74 歳負担引上げ『必ずやらねば』

～「当面据え置き」で閣議決定するも～

平成 25 年 1 月 11 日に閣議決定した「日本経済再生に向けた緊急経済対策」内では、70-74 歳患者の医療費自己負担割合を当面 1 割に据え置くと明記されたが、田村憲久厚生労働大臣は、閣議後の記者会見にて、今後 2 割負担への引上げは「必ずやらねばならない」と強調し、引上げ時期についても「なるべく早く」決定する自身の考えを示した。

70 - 74 歳の医療費自己負担割合について緊急経済対策では、「当面 1 割負担を継続する措置を講じる」とした上で、低所得者対策と併せて措置の在り方を検討し、「早期に結論を得る」方針を記した。一方、社会保障審議会の該当部会は同 9 日、「早急に法律上の 2 割負担に戻すべき」との声が多かったとする「議論の整理」をまとめていたが、与党には予算措置による 1 割の据え置きに対する支持も根強くあり、結局のところ 2 割への引上げには至らなかった。

田村厚労相は会見で「2 割に引き上げることは、必ずやらなければならない。時期については、なるべく早く決定出来れば・・・。」と述べた。但し、「審議会も各党も様々なご意見がある」と含み置きし引上げの方法や施行時期等については、明言を避けた。